

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（外国銀行代理業務の内容及び方法）            第一条の四（略）</p> <p>2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第八十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本</p>	<p>（外国銀行代理業務の内容及び方法）            第一条の四（略）</p> <p>2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、<u>法第六条の五第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）</u>に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第八十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本</p>

。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

一 の二 個人である申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第八十三条及び第九十四条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第八十三条第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二 の二 法人である申請者の役員婚姻前の氏名を当該役員氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三〇七 （略）

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監

。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第八十三条第四号に該当しないことを誓約する書面

（新設）

二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第八十三条及び第九十四条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第八十三条第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

（新設）

三〇七 （略）

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監

査人設置会社をいう。)である場合にあっては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面  
九く十四 (略)

別表第二(第八十五条関係)

届出事項 (略)	役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更
記載事項 (略)	一・二 (略)
添付書類 (略)	一・二 (略) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)に係る次に掲げる書面 イ 履歴書(就任する役員が法人であるときは、当該役

査人設置会社をいう。)である場合にあっては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面  
九く十四 (略)

別表第二(第八十五条関係)

届出事項 (略)	役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更
記載事項 (略)	一・二 (略)
添付書類 (略)	一・二 (略) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)に係る次に掲げる書面 イ 履歴書(就任する役員が法人であるときは、当該役

---

---

員の沿革を記載した書面)

ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて第八十五条の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当

---

---

---

---

員の沿革を記載した書面を含む。）

ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面  
(新設)

---

---

<p>所属信用協同組合の 変更</p>	<p>(略)</p>	
<p>一 新たに所属信用協同組合から委託を受けることとなった場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該委託を受けて信用協同組合代理業を行う営業所等の名称及び所在地</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 新たに信用協同組合代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合</p>	<p>(略)</p>	
<p>一〇五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 (略)</p>
<p>所属信用協同組合の 変更</p>	<p>(略)</p>	
<p>一 新たに所属信用協同組合から委託を受けることとなった場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該委託を受けて信用協同組合代理業を行う営業所等の名称、所在地</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 新たに信用協同組合代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合</p>	<p>(略)</p>	
<p>一〇五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ハ (略)</p>

	<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該再委託を受けて信用協同組合代理業を行う営業所等の名称及び所在地</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>信用協同組合代理業者である法人の子法人等又は信用協同組合代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該信用協同組合代理業者である法人を除く。)の      変更</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該信用協同組合代理業者である法人を除く。)の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該親法人等若</p>
	<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該再委託を受けて信用協同組合代理業を行う営業所等の名称、所在地</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>信用協同組合代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一 当該子法人等又は当該親法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該親法人等の</p>

---

---

しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の主たる営業所等の所在地

三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称

四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の業務の内容

---

---

---

---

親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地

三 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称

四 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の業務の内容

---

---

別表第三（第一百七条関係）

(略)	信用協同組合代理業者である個人が死亡したとき	(略)	届出事項	(略)	
(略)	(略)	(略)	記載事項	(略)	五 (略)
(略)	一・二 (略)	(略)	添付書類	(略)	

別表第三（第一百七条関係）

(略)	信用協同組合代理業者である個人が死亡したとき	(略)	届出事項	(略)	
(略)	(略)	(略)	記載事項	(略)	五 (略)
(略)	一・二 (略)	(略)	添付書類	(略)	